

補装具費支給事務の注意点(後半)

1) 眼鏡について

① 対象者(難病患者等含む)

身体障害者手帳視覚障害の認定には視力によるものと視野によるものがある。

矯正眼鏡、弱視眼鏡 : 視力障害

遮光眼鏡 : 視力障害、視野障害

※遮光眼鏡の矯正度数や乱視部分については視野障害のみの場合、自己負担となる。

- ・遮光眼鏡には前掛式(21,500円)と掛け眼鏡式(30,000円)がある。
- ・眼鏡に重ねてかけられるオーバーグラスは前掛式と同様とする(21,500円)。

② 意見書・処方箋

現症の値が少なくとも以下の基準に達しているか確認(難病による判定の場合も同様)。

- ・視力6級『一眼の視力が0.02以下、他目の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの』(視力は矯正視力の値)
- ・視力5級『両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの』
- ・視野5級『両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの』

③ 見積書

- ・現に要する費用の額(カタログ価格等)と告示により算出した額のうち、どちらか低い額を基準額とする。
- ・告示により算出した額:規定による価格の
 矯正用は100分の110
 遮光用及び弱視用は100分の106

2) 補聴器について

① 意見書・処方箋

- ・聴力レベル(4分法)6級(①両耳70dB以上、②片耳50dB以上、他側90dB以上)に満たない場合は非該当。
- ・語音明瞭度で身障手帳の認定を受けている方は聴力レベルが非該当の値でも最高語音明瞭度が両耳50%以下であれば対象。

②装用

- ・ 児童の場合は教育上両耳(2具)可。
- ・ 者では原則1具。**補聴器の効果が高い側を対象と考える。**
聴力レベル(dB)の小さい方や最高語音明瞭度(%)が高い側、試聴して聞き取りが良かった側
- ・ 下線部と反対側への処方の場合、**試聴の結果を確認**して判定依頼書備考欄に記載。
- ・ 再支給で**前回と左右が変わる場合**は、その理由を確認し、判定依頼書備考欄に記載。
- ・ 両耳支給を希望する場合は、職業上や生活上真に必要と認められるか調査が必要。(当所へ連絡をお願いします)

③型式

- ・ ポケット型及び耳かけ型が原則。
- ・ 耳あな型の支給を希望する場合は、職業上や身体状況、生活上真に必要と認められるか調査が必要。(当所へ連絡をお願いします)
- ・ 意見書・処方箋が耳かけ型でも、差額自己負担により基本構造が同じ耳あな型へ機種変更することは可能。

④見積書

- ・ デジタル式補聴器の調整加算がある場合は**認定技能者カード等の写し**を添付。
 - ・ 複写式等で元の印字が薄い場合は濃度を上げた写しを添付。
 - ・ 希望する機種の補聴器性能表を添付
90dB 入力最大出力音圧レベルの最大値を確認します
JIS C 5512-2015⇒130dB 未満が高度用、**130dB 以上**が重度用
JIS C 5512-2000⇒140dB 未満が高度用、**140dB 以上**が重度用
 - ・ 申請時に差額変更の書類提出があり、判定依頼を行う場合は基準分と合わせて進達。
その際、『補聴器差額自己負担による機種変更説明書※』は見積書と同様に写しを添付。
- ※『差額自己負担による機種変更説明書』は様式変更されているため、最新の様式をダウンロードのうえ使用をお願いします。

⑤紛失や故障による耐用年数内再支給

厚生労働省 補装具費支給事務取扱指針

第2.1.(6)『災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができること』

上記を踏まえ、調査の上各市町村で判断をお願いします。

⑥その他

- ・ **耳あな型**や者の**両耳装用**、**デジタルワイヤレス補聴システム**の相談や申請があった場合は、**実態調査が必要**ですので個別に相談をお願いします。
- ・ 基準外の補聴器については、真に必要と認められる場合、特例補装具になります。
 - 骨導式ヘッドバンド型補聴器
 - 軟骨伝導補聴器
 - (クロス補聴システム)

3) 重度障害者用意思伝達装置について

① 対象者

- ・ 重度の両上下肢及び音声・言語機能障害であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。
- ・ **入力装置は障害状況に合わせて選定**される。視線入力方式は他の入力装置の操作が困難な場合に対象と考える。

② 視線入力装置の相談を受けた場合

視線以外の入力装置も**試したか確認**。未であれば試用を。

③判定方法

- ・ 令和 5 年 9 月 7 日付福総相第 380 号で通知したとおり、**令和 5 年 10 月 1 日より原則、動画判定**となる。
- ・ **試用時の設置状況、操作状況が分かる動画撮影**(希望分/その他試用分)を行い、判定依頼の際、動画の添付をお願いします。

4) その他

製品検査

- ・ 福祉総合相談所で判定を行った補装具については、当所で製品検査が必要。
- ・ 事業者へ決定通知を送付の際は、どこで製品検査を実施するのか明記をお願いします。

※ 前期説明会資料も参照のうえ、ご不明な点はお問い合わせください。